

岡 崎 市

「法」とは地方税法、
「政令」とは地方税法施行令をいいます。

記載の特例規定は平成23年7月1日
現在の地方税法、その他の関係法令等
に基づいて作成されています。

課税標準の特例施設等

	対 象 ・ 要 件 等	根拠法令	資 産 割	従 業 者 割														
1	協同組合等	法701の41 1	2分の1	2分の1														
法人税法第2条第7号の協同組合等(法人税法別表第3に掲げる法人)がその本来の事業の用に供する施設																		
2	専修学校・各種学校	法701の41 2	2分の1	2分の1														
学校教育法の規定による専修学校又は各種学校(学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く)において直接教育の用に供する施設																		
3	公害防止又は資源の有効な利用のための施設	法701の41 3	4分の3	-														
<p>事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止のための施設又は資源の有効な利用のための施設は、次に掲げるものです。(4に掲げるものを除く)</p> <p>なお、当該施設の占める床面積が、当該施設の用に供する事業所用家屋の床面積のおおむね8割以上となる場合に限り特例が適用されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 95%;">施 設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td>水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>大気汚染防止法に規定するばい煙処理施設及び揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で一定のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>大気汚染防止法附則に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4)</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(5)</td> <td>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6)</td> <td>ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの</td> </tr> </tbody> </table>						施 設	(1)	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの	(2)	大気汚染防止法に規定するばい煙処理施設及び揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で一定のもの	(3)	大気汚染防止法附則に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの	(4)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの	(5)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設	(6)	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの
	施 設																	
(1)	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの																	
(2)	大気汚染防止法に規定するばい煙処理施設及び揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で一定のもの																	
(3)	大気汚染防止法附則に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの																	
(4)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの																	
(5)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設																	
(6)	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの																	
4	産業廃棄物の収集等その他公害防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設	法701の41 4	4分の3	2分の1														
次に掲げる事業の用に供する施設で事務所(P3参照)以外のもの																		
(1)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業																	
(2)	広域臨海環境整備センター法に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業																	
(3)	浄化槽法の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業																	
(4)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による許可を受けて行う廃油処理事業																	
5	家畜取引法に規定する家畜市場	法701の41 5	4分の3	-														

対 象 ・ 要 件 等		根拠法令	資 産 割	従 業 者 割
6	生鮮食料品価格安定用施設	法701の41 6	4分の3	-
公的補助又は貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設				
7	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造用施設	法701の41 7	4分の3	-
みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設 具体的には、原料処理、仕込、発酵熟成、火入、調整及び加熱殺菌の各工程に係る施設				
8	木材市場、木材保管施設	法701の41 8	4分の3	-
ア 木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつその売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの イ 製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業等の事業を営む者、又は木材の販売を業とする者が専ら木材の保管の用に供する施設で次に掲げるもの (ア) 扉を有しないもの (イ) 通風により木材の品質の低下を防止する簡易な構造の扉を有するもの				
9	ホテル営業、旅館営業用施設	法701の41 9	2分の1	-
旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く)で次に掲げるもの 非課税の消防用設備等及び防災用設備等に係る部分は除きます ア 客室、食堂(専ら宿泊客の利用する施設に限る) イ 広間 庄として宿泊客以外の者が利用する施設を除く) ウ ロビー、浴室、厨房、機械室 エ 上記アからウに類する施設(玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室及びランドリー室)				
10	港湾法に規定する一定の港湾施設	法701の41 10	2分の1	2分の1
11	港湾法に規定する港湾施設のうち上屋、営業用倉庫	法701の41 11	4分の3	2分の1
12	コンテナフレートステーション	法701の41 12	2分の1	-
13	港湾運送事業の用に供する上屋	法701の41 13	2分の1	-
14	営業用倉庫	法701の41 14	4分の3	-
倉庫業法に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫				
15	タクシー事業用施設	法701の41 15	2分の1	2分の1
タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所(P3参照)以外の施設				

対 象 ・ 要 件 等		根拠法令	資 産 割	従 業 者 割
16	公共の飛行場に設置される一定の施設	法701の41 16	2分の1	2分の1
17	流通業務地区内に設置される一定の施設	法701の41 17	2分の1	2分の1
18	流通業務地区内に設置される営業用倉庫	法701の41 18	4分の3	2分の1
19	特定信書便事業用施設	法701の41 19	2分の1	2分の1
民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの				
20	心身障害者を多数雇用する事業所等	法701の41	2分の1	-
心身障害者を多数雇用する事業所等とは、常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く）の数と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数に心身障害者である短時間労働者（短時間労働重度心身障害者を除く）の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数（以下 常時雇用する心身障害者等の数とする）が10以上で、かつ常時雇用する労働者（短時間労働者を除く）の総数に短時間労働者の総数に2分の1を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者等の数（当該心身障害者のうち重度心身障害者は2人と数える）の割合が2分の1以上であるものをいいます。				
21	沖縄振興特別措置法に基づく特定民間観光関連施設	法附則33	2分の1	-
適用期限があります。				
22	沖縄振興特別措置法に基づく情報通信産業又は情報通信技術利用事業用施設	法附則33	2分の1	-
適用期限があります。				
23	沖縄振興特別措置法に基づく産業高度化地域に設置される特定事業の用に供する施設	法附則33	2分の1	-
適用期限があります。				
24	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく生産施設	法附則33	4分の1	-
特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が行う経営改善措置に係る事業の用に供する施設で一定のもの 法人 平成25年3月31日までに終了する事業年度分まで 個人 平成25年分まで				

課税標準の特例の重複適用

課税標準の特例の規定に重複して該当する場合は、次の順序により適用します。

(政令56の71、政令附則16の2の10)

法第701条の41第1項(同項各号の重複適用は行いません)

法第701条の41第2項

法附則第33条第1項から第4項

【例】各種学校を営む法人Aは、事業所床面積5,000㎡(うち課税標準の特例該当部分3,500㎡)の事業所用家屋で事業を行っている。
また、法人Aは心身障害者を多数雇用する事業所等に該当する。

この場合の、法人Aの資産割の課税標準は次のように求めます。

各種学校(法第701条の41第1項第2号)の用に供する施設の控除床面積

$$3,500\text{㎡} \times \frac{1}{2} = 1,750\text{㎡}$$

心身障害者を多数雇用する事業所等(法第701条の41第2項)の控除床面積

$$(5,000\text{㎡} - 1,750\text{㎡}) \times \frac{1}{2} = 1,625\text{㎡}$$

したがって、法人Aの課税標準となる事業所床面積は、

$$5,000\text{㎡} - (1,750\text{㎡} + 1,625\text{㎡}) = \boxed{1,625\text{㎡}} \text{ となります。}$$